

# 令和5年度フランス市場からの個人旅行者誘客プロモーション委託業務 業務仕様書

## 1 業務の目的

近畿東中央部 FIT 促進事業実行委員会（以下「当委員会」という。）では、フランスの FIT 層をターゲットに、「近鉄レールパス」（以下「パス」という。）等近畿日本鉄道を活用した、三重県を中心とした近鉄沿線地域（以下「当地域」という。）への来訪及び周遊観光を促進することとしている。

今回、「SMT2024」にて主催者（COMEXPOSIUM）が設置する「Japan Pavilion」においてプロモーションを実施するとともに、訪日旅行に関心のある個人旅行者の誘客に強みを有する現地旅行会社に対するセールス活動を行う。

## 2 委託業務

「SMT2024」におけるプロモーションに関しては（1）～（4）の業務を、現地旅行会社に対するセールス活動に関しては（5）の業務を委託する。

なお、「SMT2024」に関し、出展の申込み及び費用の支払いは当委員会が手続き済みのため、受託者において行う必要はない。

### 「SMT2024」について

正式名称：「Salon mondial du tourisme 2024」

日 程：2024年3月14日（木）～17日（日）

※一般来場者の入場時間は次のとおり。

3月14日～16日は10:00～19:00

3月17日は10:00～18:00

会 場：フランス（パリ）、

Porte de Versailles（ポルト・ド・ヴェルサイユ）

備 考：「Japan Pavilion」について

主催者である COMEXPOSIUM が日本から共同出展者を募るもの。

（当委員会を含め、10程度の団体が共同出展予定）

※当委員会は2ブース分を申込んでいる。

（ブースの面積は概ね、 $3\text{ m}^2/\text{ブース} \times 2 = 6\text{ m}^2$ ）

※当委員会からは、職員3名が参加予定である。

現地旅行会社に対するセールス活動について

日程：2024年3月18日（月）

内容：パリ市内にある現地旅行会社に対してセールス活動を行う。

※当委員会からは、職員3名がセールス活動に参加予定である。

(1) ブースの運営

(ア) スタッフの手配

- 「SMT2024」全日程（4日間）にわたり、ビジネスレベル以上の日仏通訳が可能なスタッフ（2名）を、当委員会のブースに配置すること。
- スタッフは、昼食等の必要な休憩を除き、一般来場者の入場時間は常時、ブースに配置するものとし、2名が同時に不在とならないようにすること。
- また、当該スタッフは、フランス市場において、日本への誘客や周遊観光のPRに従事した経験を有する者であること。

(イ) 観光PRの実施

- 当委員会と協力しながら、パス等近畿日本鉄道を活用した周遊観光等についてPRを行い、当地域への誘客を図ること。また、PRは、フランス市場における来場者の特徴に合わせて効果的に行うこと。
- 当委員会においてチラシ・パンフレット等を用意するので、観光PRにおいて効果的に活用すること。

(ウ) 通訳業務の実施

- 当委員会の参加者が行う観光PRに対して、適宜、日仏通訳を行うこと。

(2) 現地旅行会社との連携

(ア) 会場での連携

- パス等の購入や当地域への訪問・周遊を検討する来場者が、実際にパス等の購入や当地域への旅行商品を購入することを支援するため、旅行会社担当者がブースで来場者のニーズに対応するなど、現地会場での連携を手配すること。

(イ) その他連携

- (ア) の他、パス等近畿日本鉄道を活用した当地域における周遊観光PRとして有効と考える独自の連携手法があれば、適宜、実施すること。

(3) アンケートの実施等

(ア) アンケートの実施

- 来場するフランス人等一般旅行者の好みや傾向を把握し、また、観光PRによる認知度向上や当地域への来訪意欲の向上など効果測定を実施するため、当委員会と協議のうえアンケートを作成し、フランス語に翻訳のうえ観光PRを行った来場者に対しアンケートを実施すること。
- アンケートは同時に複数人が回答できるようにし、回収数は300件以上とす

ること。なお、回収数 300 件を達成した以降も、引き続きアンケートを実施すること。

(イ) ノベルティの制作・活用

- 当地域に対する認知度の向上やアンケートへの回答促進を目的に、アンケートに回答した来場者に配布するノベルティを制作すること。
- ノベルティは、SDGs の観点に適合するものであること。
- 制作個数は 400 個とし、単価は概ね、600 円程度とすること。
- 制作したノベルティは、「(4) 資料等の受取り・運び入れ」「(イ) 会場への運び入れ」の方法に準じて会場に運び入れることができるよう、配送等の手配をしておくこと。

(ウ) クリップボード等の制作

- アンケート回答を呼びかける文言を仏語にて記載したクリップボード等を 3 部、制作すること。

(エ) アンケート取りまとめ

- アンケート結果を取りまとめて、分析して報告すること。
- アンケート結果及び報告は、日本語に翻訳して提出すること。

(4) 資料等の受取り・運び入れ

(ア) 受取り

- 観光 PR 等に使用するためのチラシ・パンフレット等を、当委員会が他の業者に依頼して日本国内からフランス国内へ航空便により発送するので、輸入業者となってその受取り等を行うこと。
  - ※ 輸入税については、委託業務の見積もりには含めず、別途、実費として当委員会に請求すること。
  - ※ 発送するチラシ・パンフレット等について、ノベルティも含めて発送する可能性があるが、(3) で受託者が制作すべきノベルティを発送するわけではないので留意すること。
- 発送スケジュール及び受取り先住所については委託者・受託者双方が協議して決定することとする。
- 発送されるチラシ・パンフレット等の重量は、120 kg を想定すること。

(イ) 会場への運び入れ

- 受け取ったチラシ・パンフレット等については、会場に運び入れるとともに、当委員会と協議のうえブースのカウンター等に配架すること。なお、一度に配架できない場合は、共同出展者用の収納スペース等に保管することとする。
- 運び入れの日時は、原則として 2024 年 3 月 13 日 (水) とし、当委員会と時間帯を調整すること。

(5) 現地旅行会社に対するセールス活動の支援

(ア) セールス先の選定及びアポイントの取得

- 訪日旅行に関心のある個人旅行者の誘客に強みを有するパリ市内の旅行会社（4社以上）について、当委員会と協議のうえ、セールス活動を行う旅行会社を選定し、2024年3月18日のアポイントを取得すること。
- (イ) セールスに向けた事前準備
  - セールス活動をより効果的に行うため、旅行会社ごとの特徴に応じたセールス手法などを当委員会が検討・決定するにあたり助言を行うこと。  
また、セールス時に使用するプロモーション資料等について、当委員会が用意するにあたり助言を行うこと。
- (ウ) セールス活動の同行及び支援
  - ビジネスレベル以上の日仏通訳が可能なスタッフ（1名）が、当委員会の参加者とともに、(ア)によりアポイントを取得した現地旅行会社を訪問すること。
  - 当委員会の参加者とともに、パス等近畿日本鉄道を活用した周遊観光等のセールスを行うこと。また、その際、適宜、通訳を行うこと。

### 3 報告書及び成果物の提出

本業務終了後、期限までに下記の提出物を、電子データで提出すること。

- (1) 提出物 業務の実施内容・成果に関する報告書
- (2) 納品期限 令和6年3月25日（月）
- (3) 納品場所 近畿東中央部FIT促進事業実行委員会  
(三重県観光部海外誘客課内)

### 4 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、随時、当委員会と協議しながら進めること。
- (2) その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、当委員会に確認すること。

### 5 留意事項

- (1) 本事業に係る成果品及び著作権の一切は、当委員会に帰属します。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 委託者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこ

と。

- (3) 受託者が(2)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

## 6 契約方法に関する事項

- (1) 契約は、当委員会において行います。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

## 7 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

## 8 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

## 9 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとし

ます。